

上尾市訓令第6号

本 庁
出先機関

上尾市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

上尾市長 島 山 稔

上尾市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(上尾市事務専決規程の一部改正)

第1条 上尾市事務専決規程(昭和48年上尾市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 推進室長 上尾市組織規則第3条第2項に定める課内推進室の長をいう。

第6条第2項の表出先機関の長(課長相当職の出先機関の長及び保育所長を除く。)の項中「及び保育所長」を「、保育所長及び出張所長」に改め、同項の次に次のように加える。

推進室長	1 主幹(推進室長を兼ねる主幹を除く。) 2 当該事項を所掌するリーダー
------	---

第6条第2項の表保育所長の項の次に次のように加える。

出張所長	当該事項を所掌するリーダー
------	---------------

第11条に次の1項を加える。

3 推進室長の専決事項は、別表第4に掲げるとおりとする。

別表第1の2の項第7号イ中「又は課長相当職の出先機関の長及び調整監」を「及び課長相当職の出先機関の長」に改め、同号ウ中「及び会計年度任用職員の職にあるものを除く。）」を「にある者及び課内推進室において主幹(推進室長を兼ねる主幹を除く。)以下の職にある者並びにこれ

らの組織において会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長」に改め、同項第9号イ中「又は課長相当職の出先機関の長及び調整監」を「及び課長相当職の出先機関の長」に改め、同号ウ中「及び会計年度任用職員の職にある者を除く。)」を「にある者及び課内推進室において主幹(推進室長を兼ねる主幹を除く。)以下の職にある者並びにこれらの組織において会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長」に改め、同項第11号イ中「又は課長相当職の出先機関の長及び調整監」を「及び課長相当職の出先機関の長」に改め、同号ウ中「及び会計年度任用職員の職にあるものを除く。)」を「にある者及び課内推進室において主幹(推進室長を兼ねる主幹を除く。)以下の職にある者並びにこれらの組織において会計年度任用職員の職にある者を除く。)並びに推進室長」に改め、同項第13号イ中「又は課長相当職の出先機関の長及び調整監」を「及び課長相当職の出先機関の長」に改め、同号ウ中「にある者を除く。)」を「にある者及び課内推進室において主幹(推進室長を兼ねる主幹を除く。)以下の職にある者を除く。)並びに推進室長」に改める。

別表第2行政経営部の表行政経営課の項第3号を次のように改める。

	3 会計年度任用職員の定数について決定すること。	○	
--	--------------------------	---	--

別表第2行政経営部の表納税課の項第8号を次のように改める。

	8 市税及び国民健康保険税に係る不動産、債権等の差押え及びその解除をすること。	○	
--	---	---	--

別表第2総務部の表職員課の項第2号(3)中「及び主幹」を「(出張所長を除く。)、主幹及び推進室長」に改め、同号(4)中「調整監及び」を削り、同項第3号(1)中「及び主幹」を「(出張所長を除く。)、主幹及び推進室長」に改め、同号(2)中「調整監及び」を削り、同項第5号(1)中「及び主幹」を「(出張所長を除く。)、主幹及び推進室長」に改め、同号(2)中「調整監及び」を削り、同項第9号(1)中「及び主幹」を「(出張所長を除く。)、主幹及び推進室長」に改め、同号(2)及び同項第14号中「調整監及び」を削る。

別表第2健康福祉部の表高齢介護課の項第25号を次のように改める。

25 介護保険料に係る不動産、債権等の差押え及びその解除をすること。	○
------------------------------------	---

別表第2 市民生活部の表市民課の項第10号から第14号までを削り、同表保険年金課の項第31号を次のように改める。

31 後期高齢者医療保険料に係る不動産、債権等の差押え及びその解除をすること。	○
---	---

別表第2 都市整備部の表建築安全課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項第9号中「第7条第1項」を「第12条第1項又は第15条第1項」に、「第10条」を「第19条」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「第8条第3項（第9条第2項）」を「第17条第3項（第18条第2項）」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第15号とし、同項17号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号を同項第16号とする。

別表第3の1の項中「各出先機関」の次に「（出張所を除く。）」を加え、同表2の項第6号中「4及び5」を「前2号」に改め、同項第7号中「4に」を「第4号に」に改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第11条関係）

課内推進室専決事項

推進室長	事項
ゼロカーボン推進室	1 リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。

- 2 所属職員の事務の分担を決定すること。
- 3 ゼロカーボン推進室長を補佐する職員を指名すること。
- 4 所属職員の年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号並びに会計年度任用職員勤務時間規則第16条第3項第2号に規定するものを除く。）を承認すること。
- 5 所属職員の時間外勤務命令をすること。
- 6 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例による場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。
- 7 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合及び会計年度任用職員勤務時間規則第8条においてその例による場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。
- 8 所属職員の旅行命令をすること。
- 9 所属職員について、勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
- 10 次に掲げる会計年度任用職員の服務等に関すること。
 - (1) 通勤手当及び通勤に要する費用弁償の受給資格を認定すること。

- (2) 会計年度任用職員勤務時間規則第14条第2項の規定による病気休暇を承認すること。
 - (3) 介護休暇及び介護時間を承認すること。
 - (4) 会計年度任用職員勤務時間規則第5条の規定による週休日の振替及び会計年度任用職員勤務時間規則第10条においてその例によるものとされた勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。
 - (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律により育児休業及びその期間の延長並びに部分休業を承認し、又は当該承認を取り消すこと。
 - (6) 身分、給与、在職その他の証明をすること。
 - (7) 職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除すること。
- 1 1 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、通達等のうち軽易なものをすること。
 - 1 2 通知書、督促状、請求書、申請書、届出書、照会書、依頼書、回答書等を受理すること。
 - 1 3 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。
 - 1 4 報酬、給料、職員手当等、旅費、需用費（修繕料を除く。）、役務費、扶助費及び公課費に係る支出負担行為及び支出命令をすること。
 - 1 5 需用費（修繕料に限る。）、工事請負費又は原材料費に係る支出負担行為のうち1件130万円以下のものをすること。

- 1 6 前 2 号に規定する歳出科目以外の歳出科目に係る支出負担行為のうち 1 件 1 0 0 万円未満のものをすること。
- 1 7 第 1 4 号に規定する歳出科目以外の歳出科目に係る支出命令のうち 1 件 1 , 0 0 0 万円未満のものをすること。
- 1 8 収入の調定をすること。
- 1 9 収入の納入通知をすること。
- 2 0 行政文書の公開決定等をすること。
- 2 1 個人情報の開示決定等及び訂正決定等をすること。

(上尾市職員服務規程の一部改正)

第 2 条 上尾市職員服務規程（昭和 4 9 年上尾市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とし、同表 7 の項中「出先機関（子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター及び西貝塚環境センターを除く。）の長」を「出先機関（子ども家庭総合支援センター、発達支援相談センター、出張所及び西貝塚環境センターを除く。）の長 出張所の職員」に改め、「当該出先機関」の次に「及び出張所」を加え、同項を同表 6 の項とし、同表中 8 の項を 7 の項とし、9 の項を 8 の項とし、同表 1 0 の項中「出先機関の職員」を「出先機関（出張所を除く。）の職員」に、「所属する出先機関」を「所属する当該出先機関」に改め、同項を同表 9 の項とし、同項の次に次のように加える。

1 0	課内推進室の長	当該課内推進室が所属する課の長
1 1	課内推進室の職員（当該推進室長を除く。）	所属する課内推進室の長

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 3 この規程において「課内推進室」とは、上尾市組織規則第 3 条第 2 項に定める課内推進室をいう。

(上尾市車両管理規程の一部改正)

第3条 上尾市車両管理規程(昭和55年上尾市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第3条各号」を「第3条第1項各号」に改める。

(上尾市庁舎防火管理規程の一部改正)

第4条 上尾市庁舎防火管理規程(平成5年上尾市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第3条」を「第3条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。